

## 入籍届の届出方法

## 【① 必要なもの】

家庭裁判所の許可謄本(子の氏変更許可審判書謄本)

## 【② 届出方法】

下記のうち、いずれか一箇所の窓口に届出をしてください。

- 〇 現在の本籍のある市区町村の戸籍届出窓口
- 新しく本籍を置く市区町村の戸籍届出窓口
- 住所登録をしている市区町村の戸籍届出窓口
- 一時的に滞在している市区町村の戸籍届出窓口
- ※ この届出のみでは現住所はそのままですので、住所の異動がある場合は住民異動の手続きを別途行ってください。 休日に届出をされる場合は、守衛室で受付をしております。(住民異動の手続きは平日のみとなります。)

## 【③ 新戸籍ができるまでの期間】

小林市に届出をして、小林市に新しく本籍を置く場合、届出から新戸籍ができるまでに1週間程度かかります。 小林市以外に新しく本籍を置く場合、新戸籍ができるまでの期間は、新本籍地の戸籍係に確認してください。

その他不明な点がありましたら下記へお問い合わせください。

小林市役所市民課 Tel 0984-23-1112